

令和8年度 福祉・介護職員等処遇改善加算についての情報公開

福祉・介護職員等処遇改善加算とは、ご利用者様に直接サービスを提供する職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備と賃金改善を目的に創設された加算です。

【福祉・介護職員等処遇改善加算の算定要件】

- ① 月額賃金要件を満たしていること。
- ② キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳを満たしていること。
- ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取組を行っていること。
- ④ 福祉・介護職員の処遇改善に基づく賃上げ以外の取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じて外部から見える形で公表すること(見える化)。

上記の要件に基づき、以下に株式会社GIFTEDにおける福祉・介護職員の特定期間別処遇改善加算の取得状況の公開と、職場環境改善の取り組みを公表します。

①福祉・介護職員等処遇改善加算の算定状況

加算の種別	区分
福祉・介護職員処遇改善加算	令和8年4月～5月:Ⅱ 令和8年6月～:Ⅱイ

②職場環境要件について

入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
資質の向上やキャリアアップに向けた取組	⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の促進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

腰痛を含む 心身の健康管理	<p>⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実</p> <p>⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備</p>
生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組	<p>⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している</p> <p>⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている</p> <p>⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている</p> <p>㉑業務支援ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入</p> <p>㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入</p> <p>㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施</p> <p>㉔の2 1法人あたりの1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、㉔の取組を実施している。</p>
やりがい・働きがいの構成	<p>㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善</p> <p>㉗利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供</p> <p>㉘支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供</p>

③見える化について

当該ホームページにて情報公開します。